

東京都集合住宅駐車施設附置要綱 新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条から第9条まで （現行のとおり） （附置の特例） 第10条 第5条及び第6条の規定にかかわらず、知事が特にやむを得ないと認めた場合は、当該<u>建築物</u>の敷地からおおむね300m以内の場所に、<u>当該駐車施設を附置することができる。</u> <u>（都市再生駐車施設配置計画の区域内における駐車施設の附置）</u> <u>第11条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第19条の13第1項の規定により作成された都市再生駐車施設配置計画の区域（以下「都市再生駐車施設配置計画区域」という。）内において、第4条に規定する建築物を新築し、増築し、又は用途の変更をしようとする者は、第5条から前条までの規定にかかわらず、当該都市再生駐車施設配置計画に記載された同法第19条の13第2項第2号に掲げる事項の内容に即して駐車施設を附置しなければならない。</u> （駐車機能集約区域及び集約駐車施設に関する特例） 第<u>12</u>条 特別区が、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第7条第1項の規定により作成した低炭素まちづくり計画において、同条第3項第1号に規定する駐車機能集約区域（<u>以下「駐車機能集約区域」という。</u>）及び集約駐車施設に関する事項を記載し、かつ、当該<u>駐車機能集約区域</u>内において第4条に規定する建築物を新築し、増築し、又は用途の変更をしようとする者が附置すべき駐車施設又は荷さばきのための駐車施設に関する条例を当該特別区が定めた場合は、当該<u>駐車機能集約区域</u>内においては、<u>第5条から第10条</u>までの規定は適用しない。 （駐車施設の管理） 第<u>13</u>条 （現行のとおり） （勧告等の措置） 第<u>14</u>条 （現行のとおり） （別段の定め） 第<u>15</u>条 （現行のとおり）	第1条から第9条まで （略） （附置の特例） 第10条 第5条及び第6条の規定にかかわらず、知事が特にやむを得ないと認めた場合は、当該敷地からおおむね300m以内の場所に、<u>その駐車施設を附置しなければならない。</u> （新設） （駐車機能集約区域及び集約駐車施設に関する特例） 第<u>11</u>条 特別区が、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第7条第1項の規定により作成した低炭素まちづくり計画において、同条第3項第1号に規定する駐車機能集約区域及び集約駐車施設に関する事項を記載し、かつ、当該<u>区域</u>内において第4条に規定する建築物を新築し、増築し、又は用途の変更をしようとする者が附置すべき駐車施設又は荷さばきのための駐車施設に関する条例を当該特別区が定めた場合は、当該<u>区域</u>内においては、<u>第4条から前条</u>までの規定は適用しない。 （駐車施設の管理） 第<u>12</u>条 （略） （勧告等の措置） 第<u>13</u>条 （略） （別段の定め） 第<u>14</u>条 （略）